

第 5 1 8 回（臨時）福崎町議会会議録

令和 7 年 5 月 1 日（木）
午前 9 時 3 0 分 開 会

○令和 7 年 5 月 1 日、第 5 1 8 回（臨時）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 1 4 名

1 番	中 田 貴 子	8 番	田 中 康 智
2 番	牛 尾 成 利	9 番	住 谷 庸 子
3 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	北 山 智 恵
4 番	大 住 文 子	1 1 番	前 川 裕 量
5 番	三 輪 一 朝	1 2 番	城 谷 英 之
6 番	吉 高 平 記	1 3 番	植 岡 茂 和
7 番	小 林 博	1 4 番	竹 本 繁 夫

○欠席議員（な し）

○事務局より出席した職員

事 務 局 長 澤 田 和 也 主 事 阿 保 佑 夏

○説明のため出席した職員

町 長	尾 崎 吉 晴	副 町 長	近 藤 博 之
教 育 長	高 橋 涉	公 営 企 業 管 理 者	福 永 聡
技 監	津 田 知 宏	町 参 事 兼 総 務 課 長	岩 木 秀 人
企 画 財 政 課 長	蔭 谷 秀 樹	税 務 課 長	岡 本 昌 文
地 域 振 興 課 長	成 田 邦 造	住 民 生 活 課 長	山 本 克 典
福 祉 課 長	小 幡 伸 一	ほ け ん 年 金 課 長	西 村 由 紀 子
農 林 振 興 課 長	山 下 勝 功	ま ち づ く り 課 長	増 山 剛
上 下 水 道 課 長	橋 本 繁 樹	会 計 管 理 者	福 永 知 美
学 校 教 育 課 長	吉 高 美 鈴	社 会 教 育 課 長	木 ノ 本 雅 佳

○議事日程

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長選挙
- 追加第 1 会議録署名議員の指名
- 追加第 2 会期の決定
- 追加第 3 副議長選挙
- 追加第 4 議席の指定
- 追加第 5 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任
- 追加第 6 中播衛生施設事務組合議会議員の選挙
- 追加第 7 姫路福崎斎苑施設事務組合議会議員の選挙
- 追加第 8 くれさか環境事務組合議会議員の選挙
- 追加第 9 中播北部行政事務組合議会議員の選挙
- 追加第 10 諸報告
- 追加第 11 議案上程、議案説明、質疑、討論・採決
- 追加第 12 追加議案上程、議案説明、質疑、討論・採決

追加第13 閉会中の継続調査申出

○本日の会議に付した事件

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長選挙
- 追加第1 会議録署名議員の指名
- 追加第2 会期の決定
- 追加第3 副議長選挙
- 追加第4 議席の指定
- 追加第5 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任
- 追加第6 中播衛生施設事務組合議会議員の選挙
- 追加第7 姫路福崎斎苑施設事務組合議会議員の選挙
- 追加第8 くれさか環境事務組合議会議員の選挙
- 追加第9 中播北部行政事務組合議会議員の選挙
- 追加第10 諸報告
- 追加第11 議案上程、議案説明、質疑、討論・採決
- 追加第12 追加議案上程、議案説明、質疑、討論・採決
- 追加第13 閉会中の継続調査申出

○議案件名

- 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例の一部を改正する条例）
- 議案第33号 監査委員の選任について

開会及び開議

事務局 長 皆さん、おはようございます。

高い席からではございますが、開会に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。
議員の皆様におかれましては、このたびの議会議員の選挙に当選され、本当におめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。

私は、議会事務局長の澤田和也と申します。よろしくお願いいたします。

さて、本日招集されました第518回福崎町議会臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。したがって、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

ただいまの出席議員の中で年長の議員は、小林博議員でございますので、ご紹介申し上げます。小林博議員、議長席に着席をお願いいたします。

（年長の議員、議長席に着く）

臨時議長 皆さんおはようございます。

ただいま紹介を受けました小林博でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

また、総務課及び事務局から写真撮影の申出がありますので、撮影を許可いたします。

この際、お諮りいたします。

このたびの選挙において、お互いに当選の榮譽をいただき、議席を得たのですが、住所、氏名程度の簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長 ご異議がないようでございますので、自己紹介をお願いいたします。ただいまの着席番号順に自席でお願いいたします。

それでは、植岡議員から順にお願いをいたします。

植岡茂和議員 植岡茂和です。出身地区は馬田区になります。福崎町のため一生懸命努めてまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。

牛尾成利議員 牛尾成利でございます。出身は南田原中島でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

牛尾雅一議員 牛尾雅一でございます。出身は東大貫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

大住文子議員 おはようございます。公明党の大住文子でございます。出身は駅前区でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

北山智恵議員 おはようございます。北山智恵です。福田地区になります。どうぞよろしくお願いいたします。

城谷英之議員 城谷英之です。出身は庄村です。どうぞよろしくお願いします。

住谷庸子議員 住谷庸子でございます。出身は西光寺です。初めてですので、皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

竹本繁夫議員 竹本繁夫です。出身は南田原西光寺です。どうぞよろしくお願いします。

田中康智議員 田中康智でございます。出身は高岡地区の神谷になります。どうぞよろしくお願いいたします。

中田貴子議員 おはようございます。中田貴子です。出身地区は南大貫になります。どうぞよろしくお願いいたします。

前川裕量議員 おはようございます。前川裕量でございます。出身は余田地区になります。どうぞよろしくお願いいたします。

三輪一朝議員 失礼します。三輪一朝でございます。出身は大門です。どうぞよろしくお願いします。

吉高平記議員 おはようございます。桜の吉高平記です。皆さん、よろしくお願いします。

小林 博議員 最後に、私、新町の小林博でございます。

臨時議長 以上で議員の自己紹介が終わりました。

ここで尾崎町長から、議員の皆さんにご挨拶をしたい旨の申出がありますので、お受けしたいと思います。

町長 皆様おはようございます。第518回福崎町議会臨時会を招集しましたところ、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

新緑が美しいすがすがしい季節になってきました。皆様は、さきに行われました町議会議員選挙に立候補され、見事に当選を果たされました。まず、このことに心からお祝いを申し上げます。

皆様は選挙戦において様々な公約を訴えられ、地域を回る中で住民の声を聞かれたことと存じます。その思いや声を町政に反映できるように頑張っていたきたいと思います。

申すまでもなく、議会は首長との二代表制の一翼を担う重要な議事機関であります。町は執行機関であります。議会で承認された予算や条例の範疇で行政を執行することになります。また、議会は首長を監視する役割も担っておられま

す。議会と首長は車の両輪とも言われますが、お互いに緊張感を持って住民のための町政運営にあたっていきたいと思っています。

今回の選挙では6人の新人の皆さんが当選をされ、そのうち4名の方が女性であります。日本は女性の社会進出が遅れている国だとよく言われてきました。その中でも政治は遅れている分野ではなかったかと思います。そういった意味においても、女性の視点をまちづくりに生かしていただきたいと期待をしています。

私は町長として2期目のちょうど中間点を過ぎたところですが、私の町政に取り組む姿勢は初当選のときと変わっていません。公平・公正な行政を進めていくということです。このことが、住民の皆様から信頼される明るく住みよいまちづくりにつながると信じています。

福崎町は来年、町制施行70年を迎えますが、教育、文化、福祉を大切にしてきました。この原点を忘れないように町政を進めていきたいと考えております。

議員の皆様と力を合わせて、福崎町の発展と町民の幸せのために全力で取り組みますので、よろしくお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。当選誠におめでとうございました。

臨時議長 次に、理事者の方の自己紹介を自席で順にお願いいたします。

町長 町長の尾崎吉晴でございます。住まいは田口区です。よろしくお願いいたします。

副町長 副町長の近藤博之でございます。住まいは北野です。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長 教育長の高橋渉でございます。西光寺在住でございます。よろしくお願いします。

公営企業管理者 公営企業管理者の福永聡でございます。住まいは亀坪区でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

技監 技監の津田知宏でございます。県からの派遣職員で、住まいは相生市でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

町参事兼総務課長 町参事兼総務課長の岩木秀人でございます。住まいは八反田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会計管理者 会計管理者の福永知美でございます。住まいは亀坪区です。どうぞよろしくお願いいたします。

企画財政課長 企画財政課長の蔭谷秀樹です。住まいは田尻となっております。よろしくお願いいたします。

税務課長 税務課長の岡本昌文でございます。住まいは市川町です。どうぞよろしくお願いいたします。

福祉課長 福祉課長の小幡伸一でございます。住まいは姫路市香寺町です。どうぞよろしくお願いいたします。

ほけん年金課長 ほけん年金課長の西村由紀子です。西治区に住んでおります。どうぞよろしくお願いいたします。

住民生活課長 住民生活課の山本克典と申します。住まいは新町です。よろしくお願いいたします。

まちづくり課長 4月1日付でまちづくり課長を拝命しました増山剛でございます。住まいは神河町です。どうぞよろしくお願いいたします。

農林振興課長 農林振興課長の山下勝功です。住まいは田口となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

学校教育課長 4月1日付で学校教育課長を拝命しました吉高美鈴でございます。住まいは桜区です。どうぞよろしくお願いいたします。

社会教育課長 社会教育課長の木ノ本雅佳です。住まいは鍛冶屋です。どうぞよろしくお願いいたします。

上下水道課長 上下水道課長の橋本繁樹です。出身は山崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

地域振興課長 地域振興課長の成田邦造です。姫路に住んでおります。どうぞよろしくお願いをいたします。

臨時議長 以上で自己紹介を終わります。

ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しております。よって、第518回福崎町町議会臨時会が成立したことを宣告いたします。

ただいまから、第518回福崎町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。恐れ入りますが、理事者の皆様には、ここで退席をお願いしたいと思います。しばらく休憩をいたします。

(理事者退席)



休憩 午前 9時43分

再開 午前 9時44分



臨時議長 会議を再開いたします。

日程第1 仮議席の指定

臨時議長 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第2 議長選挙

臨時議長 日程第2、議長の選挙を行います。

これから議長志願者の所信表明を行います。

この所信表明は、福崎町議会基本条例第3条第6項の規定により実施するもので、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性を確保することで、町民に分かりやすい議長の選出を行うことを目的とするものであります。

あらかじめ2人の議員から申出がありました。

ここで、複数の議員から申出がありますので、所信表明の順番を決定するくじを行います。くじは1番と2番の2本があります。くじを引く順番は所信表明の申出をされた順序とし、若いほうの番号、つまり1番のくじを引いた議員から順に所信表明を行っていただきます。

準備のため、暫時休憩いたします。



休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時45分



臨時議長 それでは、会議を再開いたします。

申出の順に氏名を呼び上げますので、くじをお引き願います。

竹本繁夫議員。

牛尾雅一議員。

くじ引の結果、所信表明の順序は、1 番目、竹本議員、2 番目、牛尾議員と決しました。

それでは、竹本議員から所信表明を行います。

竹本繁夫議員 皆さん、おはようございます。

このたび、私、竹本繁夫は、福崎町議会議長への立候補に際し、所信表明をさせていただきます。

私はこれまで、副議長、議会運営委員長、民生まちづくり副委員長を経験し、その経験を生かし、誠意を持って職務に取り組む所存であります。

議会は二代表制の下で、町としての公的意思の作成、行政執行機関に対する監視機能の役目があります。議会としては、予算の執行が適正、公正、効率的に行われているのか、町政の監視役となり、住民の皆様への説明責任をしっかりと果たしていかなければなりません。議会と行政との間には一定の距離を保ち、緊張関係が必要と考えています。この4月の町議会議員選挙で、各議員が訴えてこられたことは、福崎町をよりよくするために、目的は同じ方向ではありませんでしょうか。

行財政改革を進める中で、住民サービスの低下につながらないように考えながら、また、地域の特性を生かした改革など、活発な議論を通じて、よりよい政策を形成することが重要と考えています。住民とのパイプ役、子育て支援、高齢者福祉対策や安心・安全で活力ある住みやすいまちづくり、共生社会の実現に併せて、議会改革に力を注いでいきたいと思っております。

行政施策については、やるのか、やらないのか、続けるのか、やめるのか、やり方をどのようにするのか、その費用をどの程度にするのか、そのための負担をどのように考えているのか、重要な事柄を審議・議決していかなければなりません。議長として議会運営を基本に、議会には多様な視点が求められており、特に女性議員の活躍は重要と思っております。社会のあらゆる課題に対して女性の視点を取り入れることで、バランスの取れた政策立案ができると考えています。女性議員の皆様がその能力を存分に発揮できる環境を整え、議会全体の活性化を図ってまいります。

また、開かれた議会運営を推進し、議会運営の一役を担わせていただきたく、当たり前の話ですが、住民の代表として、議員の皆様と協力し、誠実な姿勢で一生懸命に努めてまいりますので、各議員の皆様のご理解とご賛同を賜りますようお願い申し上げます、所信表明とさせていただきます。

臨時議長 次に、牛尾雅一議員の所信表明を行います。

牛尾雅一議員 皆様、おはようございます。

牛尾雅一でございます。議長選挙への立候補にあたり、所信表明をさせていただきます。

初めに、このたびの福崎町議会議員選挙は18人が立候補し、現在の町政運営や今後の行財政改革などについて、激しい論戦が交わされました。その結果、現職8人、新人6人が当選されました。とりわけ新人6人が全員当選されたということは、住民の皆様の町政や議会に対する変化への期待感が表れた結果だと捉えております。

新人のうち、女性議員は4名と過去最多であり、男女共同参画の視点から、女性の視点を町政に反映させていくことは大変重要だと思っております。また、男性議員2名の方は幅広い行政経験をお持ちですので、積極的な政策提言を期待したいと思っております。

行政と議会から成る我が国の二元代表制は、よく車の両輪に例えられます。執行機関であります町、議決機関である議会は、相互に独立した対等の立場で町政を担い、統制と調和により公正・公平な行政を確保し、住民の皆様の意思を尊重したよりよい政策の実現を目指して努力をしております。

こうした取組の中で、行政の最も重要な役割は、住民の皆様の安心・安全な生活、生命と財産を守っていくことだと思っております。そして、議会の最も重要な役割は、その行政をチェックする機能、さらに、住民の視点に立った政策提言だと思っております。これらを持続可能なものとして実現していくためには、円滑な議会運営、闊達な議論、この2つが議会において必要不可欠だと認識をしております。

1点目の円滑な議会運営につきましては、福崎町議会基本条例や福崎町議会議員政治倫理条例に基づき、引き続き公正・公平で透明性のある議会づくりを推進してまいります。同時に、住民の皆様にとって、議会がより身近な存在になるように、地域に開かれた議会づくりを推進してまいります。例えば、町民意見交換会の実施、SNSでの情報発信、オンライン町政報告会など、議会活動の見える化によって、住民の皆様の政治参加を促進していく取組を検討し、議会改革に努めてまいります。

2点目の闊達な議論につきましては、私はこれまで本会議での一般質問、委員会での審議、各種会合での協議など、町長をはじめ、町職員の皆様方と様々な議論や意見交換を通して提言や要望を行ってまいりましたが、議会として、政策立案力のさらなる向上を目指していきたいと思っています。その根底には、住民の皆様からいただいた現場の生の声を町政に届けたいという思いがあります。議員は住民の皆様の代表者であり、議会は民主主義の根幹であるということを肝に銘じ、住民の皆様と共に考え、住みよいまちづくりを共に進めていきたいと思っています。そのためにも、町内の現状や課題をしっかりと把握し、少数派の意見にも真摯に耳を傾け、問題解決に向けて、対話と議論を尽くして結論を導き出していくよう努めてまいります。

これまで議員4期の議会経験、垣根を越えた交流で築いてきました町内外の人脈を生かし、議長に当選させていただきました際には、特定の会派には属さず、中立的な立場で議会運営に注力してまいります。また、ベテラン議員、新進気鋭の新人議員、現議員と積極的にコミュニケーションを取り、その橋渡し役として尽力してまいります。

最後になりますが、福崎町第6次総合計画のスローガン「活力にあふれ 風格のある 住みよいまち～住んで、学んで、働いて 未来につながる福崎～」その政策を推進し、福崎町のさらなる発展と住民の皆様の生活向上に向けて、党派や会派を超え、情報共有や意見交換ができる建設的な議会運営を目指し、チーム福崎町議会として、議員全員が一致団結していけるように全力を尽くしてまいります。どうか議員各位のご理解とご賛同を賜りますよう、心からお願い申し上げます、私の所信表明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

臨時議長 ここで議員の皆様に申し上げます。

ただいま行いました議長志願者の所信表明は、地方自治法で規定している議長選挙の方法を変更するものではありません。したがって、所信表明の有無にかかわらず、全議員が選挙人、被選挙人であることが前提であり、所信表明者以外の議員に対する投票も有効でありますので、ご承知願います。

これより議長選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推

選による方法とがありますが、いずれの方法とするべきかお諮りいたします。

(「投票」の声あり)

臨時議長 ただいま投票の声がありますが、選挙の方法は投票によることとしてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長 異議なしと認めます。

よって、議長選挙の方法は投票によることと決定をいたしました。

準備のため、しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午前 9 時 5 9 分

再開 午前 1 0 時 0 0 分

◇

臨時議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど選挙の方法が決定いたしましたので、議場の閉鎖を命じます。

(議場の閉鎖)

臨時議長 ただいまの出席議員数は 1 4 名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、立会人に

1 番、植岡茂和議員

8 番、住谷庸子議員

以上の両議員を指名いたします。

次に、投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

臨時議長 「異状なし」と認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

事務局長の点呼に応じて、記載台において投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

なお、経路でございしますが、自席から事務局長の点呼順に出ていただき、記載台で記載の上、投票箱へ投函し、席へ帰っていただく方法でお願いいたします。

それでは、事務局長に点呼を命じます。

事務局長 それでは、命によりまして点呼をいたします。よろしくお願いいたします。

議席順に申し上げます。

1 番、植岡茂和議員

2 番、牛尾成利議員

3 番、牛尾雅一議員

4 番、大住文子議員

5 番、北山智恵議員

6 番、小林 博議員

7 番、城谷英之議員

8 番、住谷庸子議員

9 番、竹本繁夫議員

1 0 番、田中康智議員

1 1 番、中田貴子議員

1 2 番、前川裕量議員

1 3 番、三輪一朝議員

14番、吉高平記議員

臨時議長 投票漏れはありませんか。

(「ありません」の声あり)

臨時議長 投票漏れなしと認めます。

よって、投票の終了を宣告いたします。

投票が終わりましたので、投票箱を閉鎖いたします。

(投票箱閉鎖)

臨時議長 これより開票を行います。

1番、植岡茂和議員、8番、住谷庸子議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

臨時議長 それでは、結果を報告します。

投票総数14票。

うち、有効投票13票。

無効投票1票。

有効投票のうち、

竹本議員 7票

牛尾雅一議員 6票

以上のとおりです。

法定得票数は有効得票数の4分の1となりますので、この選挙の法定得票数は4票です。

よって、竹本議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

臨時議長 ただいま議長に当選されました竹本議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

新しい議長が誕生いたしましたので、これより新議長の挨拶を受けたいと思います。

これをもって、私の臨時議長の職を解かせていただきます。不慣れな中でありましたが、皆様のご理解とご協力ありがとうございました。無事終えることができました。ありがとうございました。

(臨時議長退席、新議長、議長席に着く)

新議長 ただいま議長に選ばれて、ありがとうございました。

私は、先ほど議長に選ばれて、本当に光栄と、また、すごい重責を感じておるところでございます。議会は住民の皆さんの声を反映し、地域の発展に尽くしていきたいと、そのように思っております。

また、私は透明性を確保し、開かれた議会運営を推進していきたいと。情報公開の充実も図り、皆さんに議会活動をより身近に感じていただけるように進めていきたいと思っております。また、円滑な議会の運営のためにルールを遵守し、秩序ある議論を進めることで、健全な民主主義の実現を図っていききたいと。

最後に、住民の皆さんの信頼を礎とし、誠実な姿勢で議長職を務めてまいりますので、どうか皆様のご協力をよろしくお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前10時26分

再開 午前10時27分



新 議 長 会議を再開いたします。
お諮りいたします。
お手元に配付しております追加議事日程を本日の日程に追加することにご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、追加議事日程を本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1 会議録署名議員の指名

新 議 長 追加日程第1は会議録署名議員の指名であります。
会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名いたし
ます。
2番、牛尾成利議員
10番、田中康智議員
以上の両名にお願いいたします。

追加日程第2 会期の決定

新 議 長 次の日程は、会期の決定であります。
お諮りいたします。
今臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

追加日程第3 副議長選挙

新 議 長 次の日程は、副議長選挙であります。
これから、副議長志願者の所信表明を行います。
この所信表明は福崎町議会基本条例第3条第6号の規定により実施するもので、
議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性を確保することで、町民に分かりや
すい副議長の選出を行うことを目的とするものです。
あらかじめ、2名の議員から所信表明の申出がありました。
ここで、複数の議員から申出がありましたので、所信表明の順番を決定するく
じを行います。くじは11番と12番の2本があります。くじを引く順序は所信
表明の申出をされた順序とし、若いほうの番号、つまり11番のくじを引いた議
員から順に所信表明を行っていただきます。
準備のため、暫時休憩いたします。



休憩 午前10時29分

再開 午前10時30分



新 議 長 それでは、会議を再開いたします。
申出の順に氏名を呼び上げますので、くじをお引き願います。

植岡茂和議員。

田中康智議員。

くじ引の結果、所信表明の順次は、1 番目、植岡茂和議員、2 番目、田中康智議員と決しました。

それでは、植岡茂和議員から所信表明を行います。

植岡茂和議員 このたび、私は福崎町議会副議長への立候補をここに表明いたします。

今、福崎町は大きな節目を迎えています。財政の厳しさは、町民の皆様の暮らしに直結する課題です。財政難に真正面から向き合い、私たち議会は行動しなければなりません。今必要なのは、限られた財源の中で、町民の暮らしをどう守り、どう希望につなげていくのか。痛みを伴う改革であっても、未来のために避けては通れない決断を私たちはしなければならぬのです。

議会とは町民の声を受け、よりよい町の姿を描くための場所です。私たちがいただいた議席は、私たち一人一人が、自らの責任、自らの信念で決断するために与えられているものです。福崎町民の皆様からいただいた付託の重みを胸に刻んで、その信頼に応えるため、私はしがらみにとらわれず、誠実に、そして確かな行動力を持って、この町の未来を切り開いていきたいと考えています。

未来を担う子どもたちに誇りと希望を、高齢の方々には安心を、若い世代、現役世代には全ての町民が福崎町でよかった、そう思える町を皆様と共につくっていききたい。そういう思いであります。

私が今回副議長選へと立候補を決意したのは、議会全体を見渡せる調整役が今こそ求められていると考えたからです。副議長として、議会の公正な運営に尽力し、町民の期待にしっかり応えてまいります。副議長という職責を単なる名誉や形式としてではなく、町のために必要な仕事として全うしたい。どうか皆様のご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

ありがとうございます。

新 議 長 次に、田中康智議員の所信表明を行います。

田中康智議員 田中康智でございます。副議長に立候補するにあたり、所信を述べさせていただきます。

私は、地方自治の仕組みとして、共に住民の直接選挙によって選出された首長と議会がそれぞれの役割を果たす二代表制の本旨に忠実な議会運営を目指して副議長に立候補させていただきました。

首長と私たち議会は、緊張感を持って相互に牽制し合い、地方自治の本質である地域のことは地域で考え、自ら解決し、それに対して自らが責任を持つという住民自治を実現することを求められております。ここでいう地域は、人間の生活の場であり、その地域ごとの生活様式、歳事、景観、自然環境などの基盤があり、地域の抱える課題は地域によって様々となっておりますが、さらに私は課題の解決の方法についても地域ごとに特色があるというふうに認識を持っております。

皆様ご承知のとおり、福崎町では、各地域の住民自治組織が行政と車の両輪となって、地域の諸問題を解決する行政の地域化の仕組みが構築されております。その課題解決の過程は、自助、共助、公助の精神で得心が行くまで話し合う中で、合意点を見いだす努力の積み上げとなっております。ただいま申し上げた、これは行政、首長側の話でございます。では、私たち議会はどうすべきなのでしょうかとこのところでございます。

既に私たちは、それぞれの選出地域が抱える課題に限らず、住民自治組織や各種団体等からの具体的な課題の提示を受け、それを念頭に置きながら、福崎町全体の発展という共通価値の実現のために、この場に集っております。あとは議会

の場で議員各位が納得の過程を重視する、保障し合うという精神で、得心が行くまで議論してご意見を見いだすこと、つまり、適切な議会運営が行われることに尽きると考えてございます。

福崎町を取り巻く環境の認識については、議員各位が大いに危機感を覚えておられることと存じます。課題が山積していると言っても過言ではない状態であり、私たち議会においても、危機意識、スピード感を持って、一つ一つ確実に課題解決の方向性を示し、そして、実際に実現させていく活動が求められていると私は考えております。そのためには、それぞれの分野に秀でた議員各位の英知を結集することが、町民の皆様へ付託された責務を果たす方法であると考えております。

そして、行政、首長との関係では、緊張感を持って相互に牽制し合いながら、同時に共に連携して危機に対処するという側面も重要になってくると考えてございます。現状を、既に危機に直面しているのは待ったなしの状態なのだと認識したとき、私たち議会には非常に多様な役割が求められることとなりますが、私は、先ほど皆様が互選になりました議長を支え、活発で責任を負う議会実現のため、全力で取り組むこととお約束させていただきます。どうか皆様のご支持を、私、田中康智にお願いいたしまして、所信表明とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

新 議 長 ここで、議員の皆さんに申し上げます。

ただいま行いました副議長志願者の所信表明は、地方自治法で規定している副議長選挙の方法を変更するものではありません。したがって、所信表明の有無にかかわらず、全議員が選挙人、被選挙人であることが前提であり、所信表明者以外の議員に対する投票も有効でありますので、ご承知願います。

これより、副議長選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選による方法がありますが、いずれの方法とするべきかお諮りいたします。

(「投票」の声あり)

新 議 長 ただいま投票との声がありますが、選挙の方法は投票によることとして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。

よって、副議長選挙の方法は投票によることと決定いたしました。

準備のため、しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午前10時41分

再開 午前10時42分

◇

新 議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど、選挙の方法が決定いたしましたので、議場の閉鎖を命じます。

(議場の閉鎖)

新 議 長 ただいまの出席議員数は、14名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に

5番、北山智恵議員

12番、前川裕量議員

以上の両議員を指名いたします。

次に、投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

新 議 長 「異状なし」と認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

事務局長の点呼に応じて、記載台において投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票をお願いします。

なお、経路でございますが、自席から事務局長の点呼順に出ていただき、記載台で記載の上、投票箱へ投函し、席へ帰っていただく方法をお願いいたします。

それでは事務局長に、点呼を命じます。

事 務 局 長 それでは、命によりまして点呼をいたします。よろしくお願いいたします。

議席順に申し上げます。

1 番、植岡茂和議員

2 番、牛尾成利議員

3 番、牛尾雅一議員

4 番、大住文子議員

5 番、北山智恵議員

6 番、小林 博議員

7 番、城谷英之議員

8 番、住谷庸子議員

9 番、竹本繁夫議員

1 0 番、田中康智議員

1 1 番、中田貴子議員

1 2 番、前川裕量議員

1 3 番、三輪一朝議員

1 4 番、吉高平記議員

新 議 長 投票漏れはありませんか。

(「ありません」の声あり)

新 議 長 投票漏れなしと認めます。

よって、投票の終了を宣告いたします。

投票が終わりましたので、投票箱を閉鎖いたします。

(投票箱閉鎖)

新 議 長 これより開票を行います。

5 番、北山智恵議員

1 2 番、前川裕量議員

開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

新 議 長 それでは選挙の結果を報告します。

投票総数 1 4 票。

うち、有効投票 1 4 票。

無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、

植岡議員 7 票。

田中議員 7 票。

以上のとおりです。

法定得票数は有効得票数の 4 分の 1 となりますので、この選挙の法定得票数は 4 票です。

法定得票数を上回る票数を得られました植岡議員と田中議員が同数となっていますので、地方自治法により準用する公職選挙法第95条に基づき、当選人をくじで決定いたします。

くじは、まず予備抽せんとして、くじを引く順番を決めるくじを引いていただき、くじを引く順番を決めた後、本抽せん、当選人を決定するくじを引いていただきます。

予備抽せんのくじは25番と26番の2本を使用し、若いほうの番号、つまり25番のくじを引いた議員から本抽せんを引いていただきます。

その後の本抽せんでは、27番と28番の2本を使用し、若いほうの番号、つまり27番のくじを引いた議員を当選人とします。

それでは、植岡議員と田中議員、前にお願いいたします。

予備抽せんを行います。いずれかの議員からくじを引いていただきます。

予備抽せんの結果、本抽せんの順序は、1番目、植岡議員、2番目、田中議員と決まりました。

次に、本抽せんを行います。

大変に失礼をしております。田中議員が25番、植岡議員が26番を引いておられました。予備抽せんの結果、本抽せんの順序は、1番目、25番を引かれた田中議員、2番目、植岡議員と決まりました。

次に、本抽せんを行います。

1番目、田中議員、くじを引いていただきますようお願いいたします。

2番目の植岡議員、くじを引いてください。

くじの結果、植岡議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

新 議 長 ただいま副議長に当選された植岡茂和議員が議場におられます。
会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。
ただいま、当選されました副議長から就任のご挨拶を受けたいと思います。
副議長、演壇へどうぞ。

新 副 議 長 ただいま副議長に任命していただきました植岡です。
大変重責を預らせていただき、身の引き締まる思いであります。皆様と共に
福崎町のため、竹本議長を支えながら、一生懸命努めてまいります。よろしくお
願いします。

新 議 長 しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午前 11時11分

再開 午後 3時00分

◇

新 議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
先ほどの議長選挙で議長に就任することになりました竹本繁夫です。どうぞよ
ろしくお願いいたします。
お諮りいたします。
お手元に配付しております追加議事日程を本日の日程に追加することにご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、追加議事日程を本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第4 議席の指定

新 議 長 次の日程は、議席の指定であります。

会議規則第4条第1項の規定により、議席は一般選挙後最初の議会において、議長が定めることになっております。

ただいまより議席の指定をいたします。

1 番、中田貴子議員

2 番、牛尾成利議員

3 番、牛尾雅一議員

4 番、大住文子議員

5 番、三輪一朝議員

6 番、吉高平記議員

7 番、小林 博議員

8 番、田中康智議員

9 番、住谷庸子議員

10 番、北山智恵議員

11 番、前川裕量議員

12 番、城谷英之議員

13 番、植岡茂和議員

14 番、竹本繁夫

以上のように議席を決定いたしました。

追加日程第5 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

新 議 長 次の日程は、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任です。

委員会条例第7条第4項により、議長が議会に諮って指名することとなっております。ただいまから指名いたします。

総務文教常任委員会の委員は、牛尾成利議員、牛尾雅一議員、大住議員、城谷議員、中田議員、吉高議員と竹本です。

民生まちづくり常任委員会の委員は、植岡議員、北山議員、小林議員、住谷議員、田中議員、前川議員、三輪議員です。

議会広報常任委員会の委員は、牛尾成利議員、牛尾雅一議員、城谷議員、住谷議員、田中議員、中田議員。

議会運営委員会の委員は、大住議員、北山議員、小林議員、前川議員、三輪議員、吉高議員。

以上であります。

お諮りいたします。

ただいまの指名のとおり、それぞれ常任委員会委員及び議会運営委員会委員に選任することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれ常任委員会委員、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、各常任委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任であります。

常任委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2

項の規定により、委員会において互選することになっておりますので、休憩中に各委員会において互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

◇

休憩 午後 3 時 0 5 分

再開 午後 3 時 0 5 分

◇

新 議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

各常任委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、ご報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、吉高議員、副委員長、牛尾成利議員。

民生まちづくり常任委員会委員長、三輪議員、副委員長、住谷議員。

議会広報常任委員会委員長、田中議員、副委員長、牛尾雅一議員。

議会運営委員会委員長、前川議員、副委員長、大住議員。

以上の各議員が委員会において互選されましたので、報告いたします。

追加日程第 6 中播衛生施設事務組合議会議員の選挙

新 議 長 次の日程は、中播衛生施設事務組合議会議員の選挙であります。

組合議会議員は関係市町の議会において、議員の中から選挙することになっております。

この議員は 2 名であります。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することと決定いたしました。

それでは、指名いたします。

中播衛生施設事務組合議会議員に、植岡議員、牛尾成利議員を指名いたします。お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました植岡議員、牛尾成利議員を中播衛生施設事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、中播衛生施設事務組合議会議員に植岡議員、牛尾成利議員が当選されました。

ただいま当選されました植岡議員、牛尾成利議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

追加日程第 7 姫路福崎斎苑施設事務組合議会議員の選挙

新 議 長 次の日程は、姫路福崎斎苑施設事務組合議会議員の選挙であります。
組合議会議員は関係市町の議会において、議員の中から選挙することとなっております。
この議員は3名であります。
お諮りいたします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。
お諮りいたします。
指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決定いたしました。
それでは指名いたします。
姫路福崎斎苑施設事務組合議会議員に、牛尾雅一議員、大住議員、住谷議員を指名いたします。
お諮りいたします。
ただいま議長において指名いたしました牛尾雅一議員、大住議員、住谷議員を姫路福崎斎苑施設事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしましたとおり、姫路福崎斎苑施設事務組合議会議員に牛尾雅一議員、大住議員、住谷議員が当選されました。
ただいま当選されました牛尾雅一議員、大住議員、住谷議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

追加日程第8 くれさか環境事務組合議会議員の選挙

新 議 長 次の日程は、くれさか環境事務組合議会議員の選挙であります。
組合議会議員は関係市町の議会において、議員の中から選挙することになっております。
この議員は3名であります。
お諮りいたします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。
お諮りいたします。
指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決定しました。
それでは指名いたします。
くれさか環境事務組合議会議員に、北山議員、城谷議員、前川議員を指名いたします。
お諮りいたします。
ただいま議長において指名いたしました北山議員、城谷議員、前川議員をくれさか環境事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしましたとおり、くれさか環境事務組合議会議員に北山議員、城谷議員、前川議員が当選されました。
ただいま当選されました北山議員、城谷議員、前川議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

追加日程第9 中播北部行政事務組合議会議員の選挙

新 議 長 次の日程は、中播北部行政事務組合議会議員の選挙です。
組合議会議員は関係市町の議会において、議員の中から選挙することになっております。
この議員は3名であります。
お諮りいたします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。
お諮りいたします。
指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決定しました。
それでは指名をいたします。
中播北部行政事務組合議会議員に、小林議員、田中議員、中田議員を指名いたします。
お諮りいたします。
ただいま議長において指名いたしました小林議員、田中議員、中田議員を中播北部行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしましたとおり、中播北部行政事務組合議会議員に小林議員、田中議員、中田議員が当選されました。
ただいま当選されました小林議員、田中議員、中田議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

追加日程第 10 諸報告

新 議 長 次の日程は、諸報告であります。

第 517 回定例会閉会后、本日までの議会活動について、事務局に報告をさせます。

事 務 局 議会活動報告をいたします。報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。

4 月 5 日、第 1 グラウンド駐車場周辺において、民俗辻広場まつりが開催され、議長が出席し、挨拶を述べてまいりました。

4 月 10 日、エルデホールにおいて、老人大学神崎・福寿学園開講式が開催され、議長が出席し、祝辞を述べてまいりました。

そのほかの議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。

以上です。

新 議 長 以上で諸報告を終わります。

追加日程第 11 議案上程、議案説明、質疑、討論・採決

新 議 長 次は、議案の上程及び議案説明であります。

これより、議案第 32 号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから、上程議案に対する町長の提案理由の説明を求めてまいります。

町 長 先ほど選挙によりまして議会の人事が決定し、竹本議長を中心として、新しい体制での議会運営が始まります。これからの町政運営に議員各位のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

さて、今議会に提案しております議案は 1 件であります。

議案第 32 号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例の一部を改正する条例）は、上位法令の改正による条例改正で、議会を開く時間がなく、専決処分をさせていただきましたが、その承認を求めるものです。

なお、詳細は担当課長が説明しますので、ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

新 議 長 ただいま、町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

それでは、議案第 32 号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例の一部を改正する条例）について、本案に対する詳細なる説明を求めます。

税 務 課 長 議案第 32 号、専決処分の承認を求めること（福崎町町税条例の一部を改正する条例）について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、令和 7 年度税制改正の大綱による、地方税法や同法施行規則など上位法令の改正が令和 7 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、やむを得ず同日、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分し、4 月 1 日から施行したもので、同条第 3 項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものです。

改正内容につきましては、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応をし、住民生活に密着した行政サービスを支える地方公共団体の税収をしっかりと確保するとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するため、地方税制について所要の措置を行うものです。

議案第 32 号、資料 1 ページには、主な改正点をお示ししています。

左上に示す物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整の対応というところ

ろで、いわゆる103万円の壁対応に係る部分でございます。今回の条例改正には直接関係ありませんが、改正内容①の給与所得控除の見直しについては、物価上昇への対応とともに就業調整にも対応する観点から、最低保障額を現行の55万円から65万円に10万円引き上げます。これについては、所得税、個人住民税で同様の扱いになります。②の基礎控除については、生活必需品を多く含む基礎的支出項目の消費者物価が平成7年から令和5年にかけて20%程度上昇していることを踏まえ、所得税の基礎控除の額を現行の最高48万円から最高58万円に10万円、20%程度引き上げます。これについては、所得税のみの対応で、住民税については、現行の43万円です。改正はありません。1つ飛ばして、④の扶養親族等に係る所得要件の引上げについては、現行所得が48万円以下となっているものを最低保障額の引上げに合わせて58万円に引き上げます。

次に、左側の下の表、大学生年代の子等に関する特別控除の創設です。まず、従来からある19歳から22歳までの大学生年代の子など、特定扶養控除については、現行所得要件、所得48万円、給与収入でいうと103万円以下だったものが、先ほどの扶養親族等に係る所得要件引上げと同様、所得58万円、給与収入123万円までに引き上げられます。さらに、大学生年代の子などのうち、特定扶養控除の対象とならない前年の合計所得金額が58万円を超え、123万円以下の親族について、最高45万円を控除する特定親族特別控除を創設します。創設にあたっては、配偶者特別控除と同様、いわゆる階段を設けることとし、一定の所得を超えた場合、控除額は所得に応じて逡減する仕組みとなっています。これらは、所得税と個人住民税も同様の扱いになります。

以上の改正については、いずれも所得税は令和7年分の所得から適用され、個人住民税は令和7年分所得に係る令和8年度分から適用されますので、令和7年度予算に影響するものではありません。

次に、資料の右上、二輪車の車両区分の見直しについてでございます。令和7年11月より新たな排ガス規制が適用されることになり、現行の50cc原付では規制のクリアが困難である等により、50cc原付について、今後の生産・販売が困難となります。これに対応するため、125ccクラスのバイクにつきまして最高出力を4.0キロワット以下に制御した新基準原付が新たに生産・販売されることとなります。この新基準原付につきまして、軽自動車税種別割の税率は現行の50cc原付と同様に2,000円となり、課税標識につきましても、現行の第一種原付と同様の大きさの白色のナンバーとなります。

最後に表の右下、加熱式たばこの課税方式の見直しについて、令和8年4月から加熱式たばこの課税方式が見直されます。現行は、たばこ税の課税標準は紙たばこの本数とされておりますところ、加熱式たばこの課税標準の算定にあたりましては、現在、重量と価格に応じて、紙たばこの本数に換算する方法となっております。改正趣旨としましては、加熱式たばこが紙巻きたばこよりも税負担水準が低く、課税公平性を欠いているという状況を踏まえまして、課税の適正化の観点から行うものでございます。

具体的には、紙巻きたばこへの換算を重量のみの方式に見直すことと、一定の重量以下、今加熱式たばこの大部分を占めるスティック型たばこ0.35グラム以下のものは1本をもって紙巻きたばこ1本に換算するという仕組みにするものでございます。この見直しによりまして、現在販売されている多くの加熱式たばこはその1本が紙巻きたばこ1本に換算されることとなります。また、激変緩和の観点からこの見直しは、2段階で行うこととなっています。令和8年4月から9月の間に売渡しなどがされる加熱式たばこは、改正前の換算本数掛ける0.5

と改正後の換算本数掛ける 0.5 の合計で算出します。令和 8 年度 10 月以降は改正後の換算本数のみで課税計算することになっております。

主な改正は以上ですが、その他の改正として、公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正、他法令の改正に伴う項ずれや軽自動車税の減免時におけるマイナ免許証の提示義務に係る規定の整備なども併せて改正いたします。

なお、資料 2 ページ以降には、その他の改正を含めた新旧対照表をお示ししておりますのでご参照ください。

以上で、議案第 32 号の説明とさせていただきます。ご審議いただき、承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

新 議 長 議案に対する説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、議案第 32 号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例の一部を改正する条例）について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

新 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

議案第 32 号については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において、ただいまから即決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

新 議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 32 号については、本会議において即決することに決定しました。

これより討論・採決を行います。

議案第 32 号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例の一部を改正する条例）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

新 議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第 32 号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

新 議 長 起立全員であります。

よって、議案第 32 号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

追加日程第 12 追加議案上程、議案説明、質疑、討論・採決

新 議 長 この際、お諮りいたします。

議事日程の追加でございます。

議案第 33 号、監査委員の選任についてを本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

新 議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

資料配付のため、暫時休憩いたします。

◇

休憩 午後 3時27分

再開 午後 3時28分

◇

新 議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

本件は、地方自治法第117条の規定により議員の除斥対象となりますので、中田議員の退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(中田貴子議員退席)

◇

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時29分

◇

新 議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、上程議案に対する町長の提案理由の説明を求めてまいります。

町 長 議案第33号、監査委員の選任について、提案をさせていただきます。

氏名は、中田貴子さんです。経歴等は後ほど副町長が説明いたしますが、人格は高潔で優れた見識を有しておられます。福崎町の監査委員としてふさわしい方であると確信し、提案させていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

新 議 長 ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

それでは、議案第33号、監査委員の選任について、本案に対する詳細なる説明を求めます。

副 町 長 議案第33号、監査委員の選任について、ご説明申し上げます。

本案件は人事案件で、地方自治法196条第1項及び福崎町監査委員条例第1条に基づき、町長が議会の同意を得て選任することとなっています。

監査委員のうち、町議会議員から選任されていた前任者の任期が令和7年4月30日で満了していますので、新たに選任を提案するものでございます。

住所は福崎町大貫351番地1、氏名、中田貴子、生年月日は昭和39年3月11日、現在61歳でございます。

委員の任期につきましては、地方自治法第197条の規定によりまして、議会議員の場合は議員の任期によるとなっています。また、同法第202条の規定により、監査委員に関し必要な事項は条例に委任され、その職務は福崎町監査委員に関する条例に定められています。ご承知のように、定期監査、臨時・随時監査及び例月出納検査等により、町の事務事業の執行管理、財務管理、その他町行政運営の全般にわたり監査するものであります。

中田貴子氏は、優れた識見を有する方で、法に基づき公正にして普遍の態度で職務を執行していただける適任者でございます。ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

新 議 長 議案第33号の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第33号について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

新 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の追加議案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において、ただいまから即決したいと思いま

すが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、本会議において即決することに決定いたしました。
これより、討論・採決に入ります。
議案第 33 号、監査委員の選任について、討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

新 議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第 33 号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

新 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 33 号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。
中田議員の入場をお願いいたします。

(中田貴子議員入場)

◇

休憩 午後 3 時 33 分

再開 午後 3 時 34 分

◇

新 議 長 会議を再開いたします。

追加日程第 13 閉会中の継続調査申出

新 議 長 次の日程は、閉会中の継続調査申出であります。
今臨時会は一般選挙後初めての議会であります。各委員会が議会閉会中に活動
をする場合は、前もって議会の議決を得ておく必要があります。
それぞれの申出のとおり許可することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、それぞれの申出のとおり許可することに決定いたしました。
以上で、第 518 回福崎町議会臨時会の日程は全て終わりました。
よって、本臨時会を閉会することといたします。
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、第 518 回福崎町議会臨時会を閉会することに決定いたしました。
閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。
本日は、早朝からご参集をいただき、議長、副議長選挙をはじめ、委員会構成
など、また、町長からの提案のありました議案に対し、慎重審議並びに適正妥当
な結論づけをいただき、ありがとうございました。
議員各位のお力添え、ご協力によりまして、無事閉会することができましたこ
と、心から厚くお礼を申し上げます。
最後になりましたが、議長選挙の結果、私が皆様のご推挙により議長の大任を

仰せつかることになりました。議会の活性化や町民福祉の向上に微力ではありますが、全力で努めてまいります。今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を心よりお願い申し上げます。

最後に町長からご挨拶をいただきたいと思います。

町 長 第518回福崎町議会臨時会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今日は議会議員選挙後の初議会でありました。議長、副議長をはじめ、議会の人事を決める重要な議会でありましたが、新しい議会体制が決まり、大変うれしく思っております。これからの4年間、住民の皆様の負託に応え、福崎町の発展と住民福祉の増進のためにご尽力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

また、提案しました両議案ともご賛同いただきありがとうございました。今後とも、議員各位のご意見やご提案に耳を傾け、住みよいまちづくりに向けて、一生懸命取り組んでまいりますので、ご協力、ご支援をよろしくお願いいたします。

季節は過ぎやすくなっておりますが、新型コロナウイルスも完全には終息していません。お体には十分注意していただき、公私ともにご活躍されますことを祈念いたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

新 議 長 これにて閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 3時38分

地方自治法第 1 2 3 条の規定により、ここに署名する。

令和 7 年 6 月

福崎町議会議長 竹 本 繁 夫

福崎町議会議員 牛 尾 成 利

福崎町議会議員 田 中 康 智